後援：福島県

原発事故による損害賠償について
「納得できていない」
「請求漏れがあるかも」と思いながら
平日昼間には時間を取れなかった皆さん

１６時から２０時まで開所時間を延長して
お話を伺います

原子力損害賠償紛争解決（ＡＤＲ）センター 福島事務所

夜間臨時開所

参加費
手続費用
無料

2024年8月～12月 第1水曜日
8月7日 9月4日 10月2日 11月6日 12月4日

＋

2025年
1月8日（水）

1回あたり30分で、完全予約制（先着順）
①16:00～ ②16:45～ ③18:00～ ④18:45～ ⑤19:30～

ご予約は電話で 024－941－0164 （予約電話受付 平日10時～16時）

- 以下の参加方法から、お選びください。

電 話

対面（福島事務所へ来所）

オンライン
（Zoom会議）

- 夜間臨時開所時は特別に、弁護士資格を有するADRセンターの専門家が、原発事故による損害について個別にお話を伺い、その場で賠償請求のための申立書を作成できます。
- 住民票や現在お住いの場所を問わず、ご利用いただけます。
- 参加方法により、予約受付期間が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。

文部科学省

ご予約は電話で　024－941－0164
（予約電話受付 平日10時～16時）

予約受付期間		参加方式ごとの受付終了日時	
開催日の1か月前の 第1木曜日 より 先着順で受け付けます ＊9月4日分のみ第2木曜日の 8月8日（木）より受け付けます		オンライン（Zoom会議）／電 話 開催日の一週間前までにお電話ください ＊1月8日分のみ12月25日（水）までのご予約となります	対 面（福島事務所来所） 開催当日の16時までにお電話ください
開催日	受付開始日時	受付終了日時	受付終了日時
8月7日（水）	7月4日（木）10時	7月31日（水）16時	8月7日（水）16時
9月4日（水）	8月8日（木）10時	8月28日（水）16時	9月4日（水）16時
10月2日（水）	9月5日（木）10時	9月25日（水）16時	10月2日（水）16時
11月6日（水）	10月3日（木）10時	10月30日（水）16時	11月6日（水）16時
12月4日（水）	11月7日（木）10時	11月27日（水）16時	12月4日（水）16時
1月8日（水）	12月5日（木）10時	12月25日（水）16時	1月8日（水）16時

● 下記のADRセンター福島事務所で実施します。
　通常の開所時間における窓口は2階ですが、今回の夜間臨時開所の実施場所は5階となりますので、テナント用エレベーターで5階にお越しください。

文部科学省

ADRセンター福島事務所

福島県郡山市方八町1-2-10
郡中東口ビル2階・5階
※入居者用ではなくテナント用
エレベーターをご利用ください

エレベーター入口はこちら

【郡山駅東口より徒歩5分】

通常の開所日時　平日9時～17時

申立書の記載の仕方の一般的な説明や
受領を行っています。こちらは予約不要です。